

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
電気・電子機器リサイクルワーキンググループ
中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会
第17回合同会合

議事次第

日 時 : 平成20年9月22日(月) 14:00~16:00

場 所 : 三田共用会議室 講堂

議 題 :

- (1) 製造業者等及び小売業者に対する調査の結果について
- (2) リユース・リサイクル仕分けガイドラインの検討について
- (3) 品目追加・再商品化等基準の検討について
- (4) 制度改正に向けた今後の対応について
- (5) その他について

配付資料 :

- 資料1 委員名簿
- 資料2-1 製造業者等の再商品化等費用の実績とその内訳に関する調査の結果について
- 資料2-2 小売業者による排出家電の引取り・引渡し状況等に関する調査の結果について
- 資料3-1 小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書(概要)
- 資料3-2 小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書
- 資料4-1 特定家庭用機器の品目追加・再商品化等基準に関する報告書(概要)
- 資料4-2 特定家庭用機器の品目追加・再商品化等基準に関する報告書
- 資料5 制度改正に向けた今後の対応について

- 資料6 関係者における各種施策の取組状況について
- 参考資料1 第15回合同会合議事録
- 参考資料2 第16回合同会合議事録
- 参考資料3 家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
電気・電子機器リサイクルワーキンググループ
中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会
第17回合同会合

委員名簿

(敬称略)

- ◎細田 衛士 慶應義塾大学経済学部教授
- 石井 邦夫 株式会社市川環境エンジニアリング代表取締役
石川 雅紀 神戸大学大学院経済学研究科教授
石川 良一 東京都稲城市長
梅村 博之 社団法人日本電機工業会家電政策委員会副委員長
大塚 直 早稲田大学法学部教授
大鶴 英嗣 財団法人家電製品協会環境担当役員会議委員長
岡嶋 昇一 大手家電流通懇談会会長
河野 博子 読売新聞社編集委員
児玉 平生 毎日新聞社論説委員
近藤 徳光 愛知県幸田町長
酒井 伸一 京都大学環境保全センター教授
崎田 裕子 ジャーナリスト・環境カウンセラー
佐々木 五郎 社団法人全国都市清掃会議専務理事
嶋津 八生 日本放送協会解説委員
杉山 涼子 富士常葉大学環境防災学部准教授
鈴木 望 静岡県磐田市長
辰巳 菊子 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事
永浦 貞志 全国電機商業組合連合会家電リサイクル特別委員会委員長
中島 賢一 早稲田大学環境総合研究センター客員研究員
成瀬 豊 電機連合書記次長
南部 美智代 全日本自治団体労働組合現業局長
野呂 昭彦 三重県知事
宮嶋 宏幸 株式会社ビックカメラ代表取締役社長
森口 祐一 独立行政法人国立環境研究所循環型社会・廃棄物研究センター長
森本 弘 社団法人電子情報技術産業協会デジタル家電リサイクル委員会委員長

資料6 関係者における各種施策取組状況について（抜粋）

3 不法投棄・離島地域対策に係る協力体制の構築（報告書P18～P19関連）

市町村における不法投棄対策及び離島地域における収集運搬の改善に関するメーカー等による資金面も含めた協力体制の構築については、メーカー側からの要請を受けた（財）家電製品協会において検討がなされ、不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力の公募が開始された（別紙1、2参照）。これらについては、今後3年間実施される予定である。

【離島地域における収集運搬の改善】

- ・また、離島地域においては、海上輸送コストなど本土地域において存在しない特有のコストが存在し、離島地域の消費者には負担の不公平感が生じている。一方、こうした離島地域の中には、奄美大島地域など、収集運搬の効率化に取り組み、収集運搬料金の抑制に成功している地域もある。こうした自主的取組は離島地域間で広く共有されるべきであり、これを促進することが重要である。このため、離島地域について、自治体や小売業者が協力して島内に中間集積所を設置するなど、地域コミュニティの自主努力による収集運搬の効率化が図られている場合について、離島独自のコスト要因である海上輸送コスト等について、メーカー等が資金面も含めた協力を行うことが必要である（別紙3参照）。

3. 不法投棄対策の強化

（1）自治体による不法投棄対策の推進とメーカー等による協力

【不法投棄対策の重要性】

- ・循環型社会の実現のためには廃棄物の適正処理の確保が不可欠であり、その確保を妨げる不法投棄問題は、早急に解決を図らなければならない課題である。家電不法投棄は、国・自治体等による不法投棄対策強化の効果も寄与して、近年減少傾向にはありつつも、依然として家電リサイクル法施行前よりも多い状況にあると推計されている。また、谷底など回収が物理的に困難な場所への投棄が増えるなど不法投棄が悪質化し、回収の手間が増えているとの指摘がある。加えて、回収した不法投棄家電について再商品化等料金を支払ってメーカーに引き渡していることに係る自治体の財政的負担が重いとの指摘や、特に町村部における増加傾向、行政区域外から持ち込まれる不法投棄も1割以上存在するといった指摘もされている。家電不法投棄を放置すれば、家電リサイクル制度自体の信頼性を揺るがすこととなるため、家電不法投棄は、家電リサイクル制度全体に関わる問題として、関係者がその知恵を寄せ合って協力しながら取り組むべき課題である。

【不法投棄対策に関する資金面を含めた関係者間協力体制の構築】

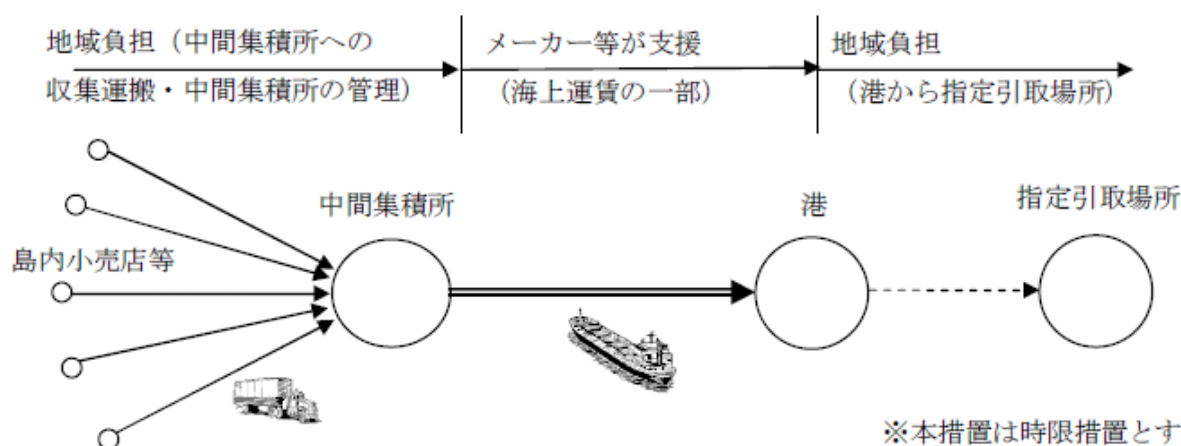
- ・市町村は、小売業者、メーカー、廃棄物収集運搬許可業者、消費者等と一体となって、義務外品の回収体制の構築・周知、廃家電の適正排出に係る普及啓発、監視パトロールの実施、不法投棄家電の早期撤去などの地域の実情に応じた家電不法投棄未然防止対策に取り組む必要がある。また、こうした不法投棄対策に積極的な市町村に対し、メーカー等が、監視や処理について資金面も含め協力する体制を構築することが必要である（別紙4参照）。なお、この協力体制の具体的な設計に当たっては、市町村が実際に活用しやすいものになるよう留意することが重要である。

別紙3

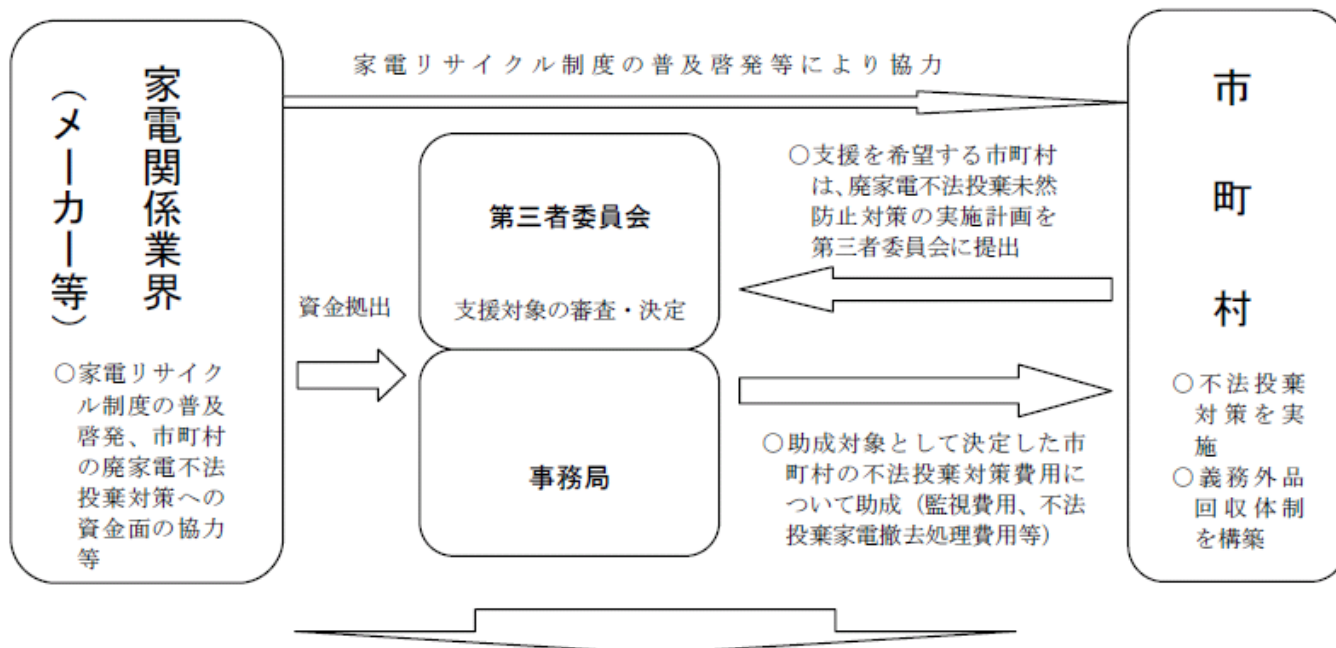
離島における海上輸送コストについての資金協力体制のイメージ

本土に比べ追加的な負担となっている海上輸送コストの一部について、希望自治体からの協力要請を受け、効率化等の取組が行われている離島に対し、第三者委員会にて審査の上、メーカー等が一定額を費用負担協力。

（効率化の例）小売業者、地方公共団体、廃棄物収集運搬業者、運送業者その他の地域の関係者が協力して、廃家電の中間集積所を設置



廃家電不法投棄対策に関係者が協力して取り組む仕組みのイメージ



廃家電の不法投棄を未然防止

※本措置は時限措置とする。